第

第

章

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 現状

(1) くみ取りし尿

区内の公共下水道普及率は 100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。しかし、やむを得ない事情により水洗化できていない一般家庭のくみ取りし尿については、区が収集を行っています。対象世帯は年々減少し、令和3(2021)年度の品川区内の収集戸数は5戸です。

2					
年度	H 29	H30	R 1	R 2	R 3
収集戸数(世帯)	7	7	7	6	5
収集量(t/年)	7. 25	7. 16	7. 97	6. 72	5. 62

表4-1 くみ取りし尿の収集戸数と収集量

収集したし尿は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する下水道投入施設(品川清掃作業所)で、し渣(汚水の中に含まれる固形不純物)等の不純物を取り除き、希釈等により下水道排出基準を満たす状態に処理した後、下水道に投入しています。

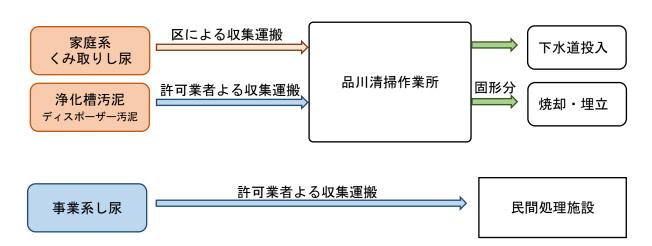


図4-1 し尿処理フロー

【品川清掃作業所】



一般家庭のくみ取りし尿や浄化槽汚でい等は、 品川清掃作業所において、固液分離、脱水等を行い、排水は、水質を下水道排出基準以下まで希釈 して下水道に投入しています。また、取り除いた 固形物は、清掃工場へ運搬し焼却処理しています。

所在地:品川区八潮1-4-11

処理能力:100 t/日

(出典:東京二十三区清掃一部事務組合 HP)

第

3 章

料編

第 5

(2) 事業系し尿

事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」および「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき事業者が一般廃棄物処理業者に委託して収集・運搬し、民間処理施設で処理しています。

(3) 浄化槽汚泥

浄化槽の維持管理により発生した汚泥は、浄化槽管理者が一般廃棄物処理業者に委託して収集・運搬し、品川清掃作業所で処理をしています。ディスポーザーから出る汚泥は、浄化槽汚泥に準じて処理しています。

第 2

章

章

4.2 基本計画

(1)下水道接続の促進

●下水道未接のくみ取り便所および浄化槽については、東京都と連携し、下水道への接続を 促進します。

(2) し尿等の適正処理

- ●家庭系し尿は、区が収集し、品川清掃作業所で処理します。処理によって生じた残さ物は 焼却して埋め立てます。
- ●事業系し尿は、事業者の処理責任により、事業者が一般廃棄物処理業者に委託して収集し、 民間処理施設で処理します。
- ●浄化槽汚泥等は、浄化槽管理者が一般廃棄物処理業者に委託して収集し、品川清掃作業所で処理します。

(3) 浄化槽の適正管理

- ●浄化槽の中から汚泥等を引き抜いて、槽の中の洗浄、掃除を行う浄化槽清掃業者の許可制度を実施しています。
- ●浄化槽の機能を維持するための、定期的な保守点検、清掃および定期検査が確実に行われるよう、浄化槽管理者、浄化槽清掃業者に対して指導します。